職業紹介事業
新規説明会

東京労働局　需給調整事業部

２０２５年７月

１．　職業紹介事業とは

２．　許可の手続きについて

労働力需給調整システム

労働力需給調整とは、労働力を需要する側（人を求めている事業所）と労働力を供給する側（働こうとする求職者）との間に立って、両者が円滑に結合するよう調整することをいいます。

主な需給調整事業は次のとおりです。

① 職業紹介事業

② 労働者派遣事業

③ 労働者供給事業

④ 請負事業

職業紹介事業

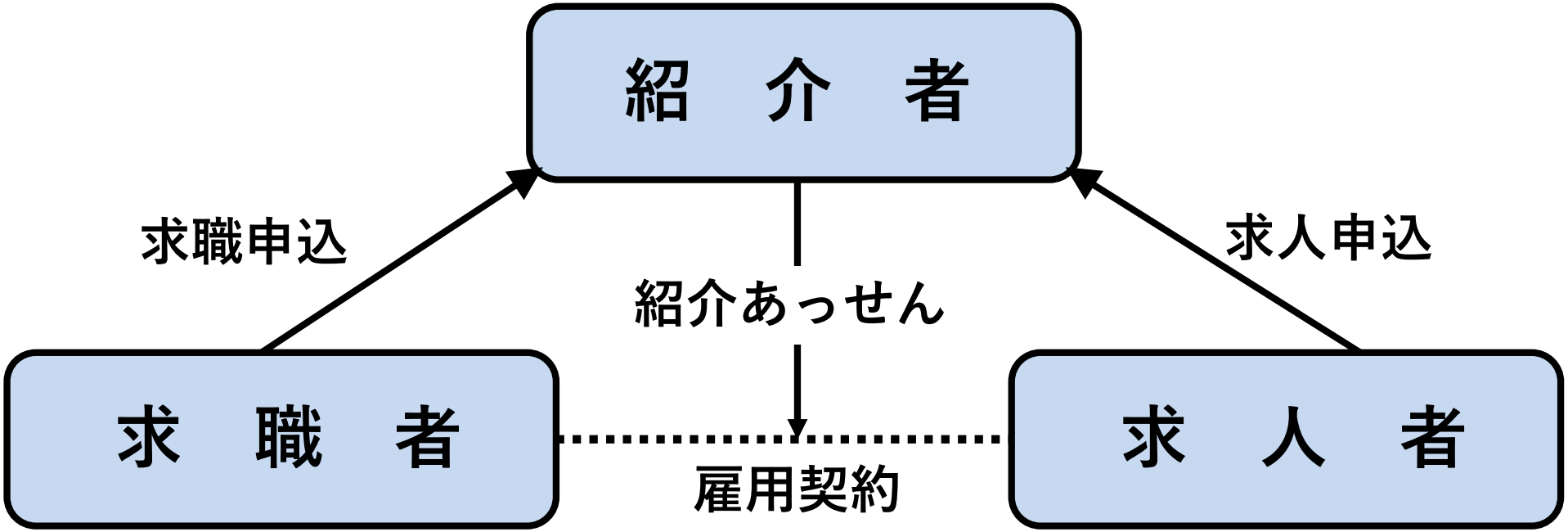

- 求職－報酬を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとすること
- 求人－報酬を支払って自己のために他人の労働力の提供を求めること
- あっせん－ 求人者と求職者との間をとりもって、雇用関係が円滑に成立するように第三者として世話をすること
- 雇用関係－ 報酬を支払って労働力を利用する使用者と、労働力を提供する労働者と間に生じる使用・従属の法律関係

労働者派遣事業

自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、
当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を
当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

（労働者派遣法第2条第1号）

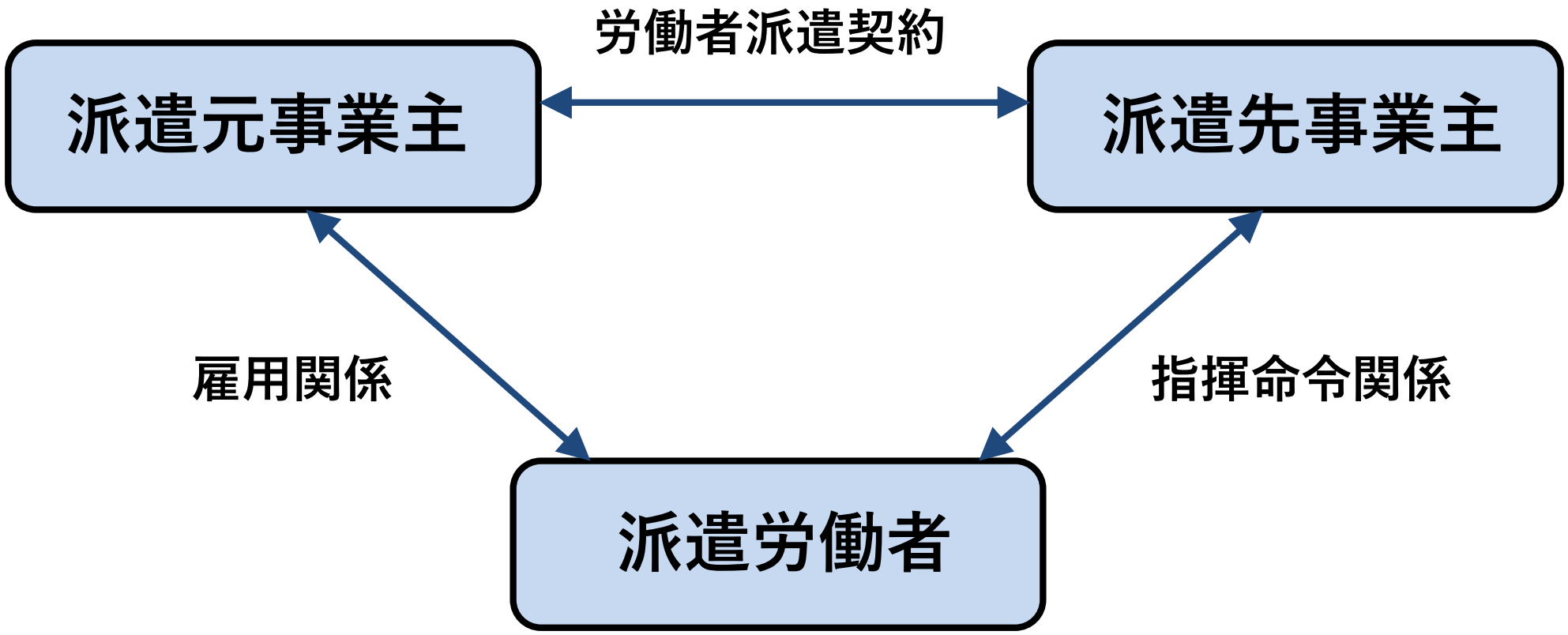

労働者供給事業

供給契約に基づき労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣に該当するものは含まないものとする。

なお、労働者供給事業は、労働組合法の労働組合、職員団体、労働組合の団体等が無料で行う場合の他は全面的に禁止されています。

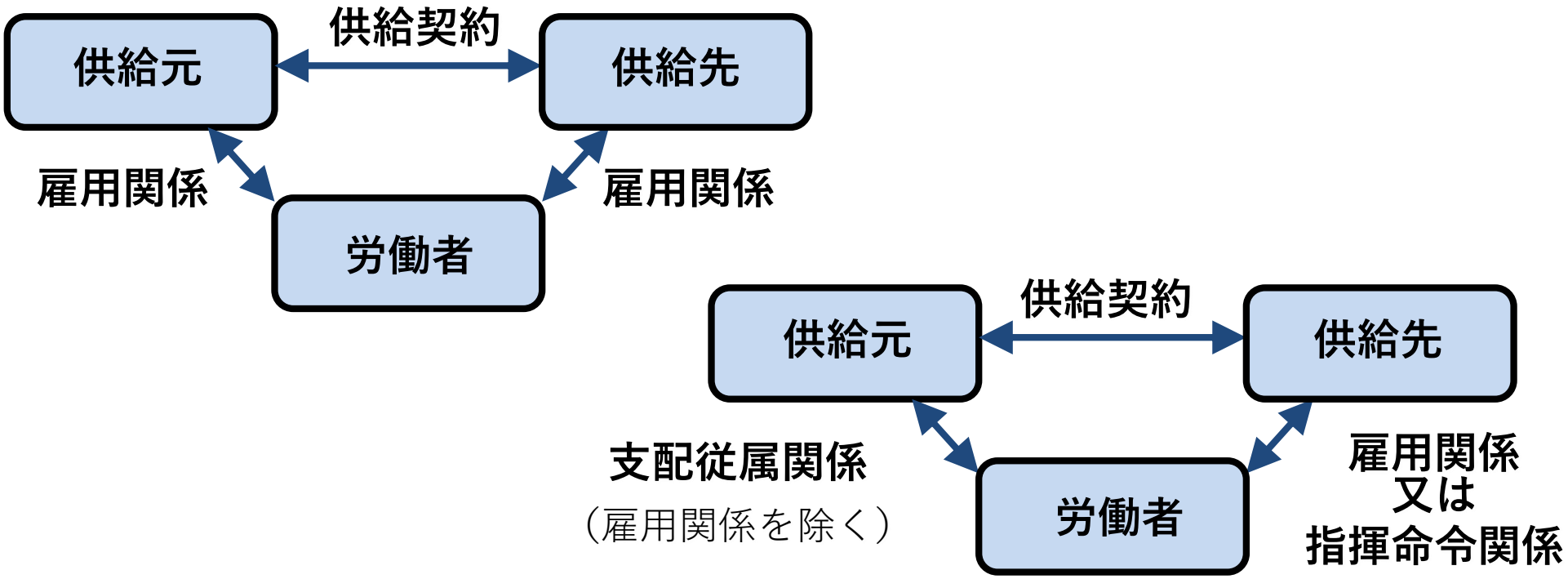

請負事業

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするものです。
派遣との違いは、請負には注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります。

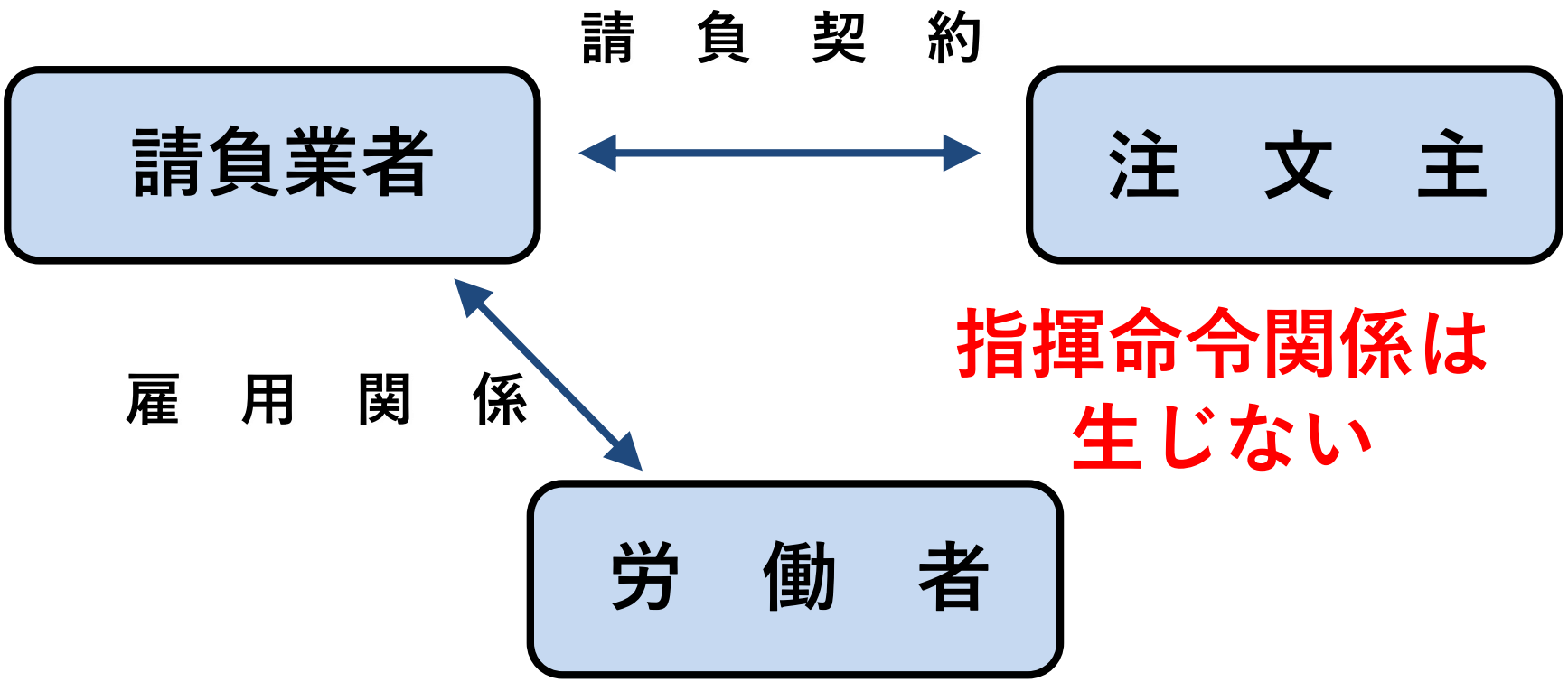

職業紹介事業の種類

（１）有料職業紹介事業　（職業安定法第３０条）

職業紹介に関し、手数料又は報酬を受けて行う職業紹介事業をいいます。
（株式会社、有限会社、個人事業　など）

（２）無料職業紹介事業

職業紹介に関し、いかなる名義でも手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介事業をいいます。

① 職業安定法第３３条の規定により許可を受けて行うもの
（主に財団法人、社団法人、NPO法人　など）

② 職業安定法第３３条の２の規定により届出をして行うもの
（学校教育法第1条の規定による学校、専修学校等）

③ 職業安定法第３３条の３の規定により届出をして行うもの
（商工会議所等）

マニュアルP3

職業紹介事業の取扱範囲

（１）有料職業紹介事業

港湾運送業務、建設業務に就く職業以外の職業

（２）無料職業紹介事業

全ての職業

※　ただし、無料職業紹介事業者の存立目的、形態、規約等から必要かつ適当であると認められる範囲の職業紹介に限ります。

マニュアルP41

有料職業紹介事業者が徴収できる手数料

●求人者等から徴収できる手数料

・厚生労働省令で定める手数料（**上限制手数料**）

①求人受付手数料：１件につき７１０円（免税事業者は６６０円）を限度とする

②紹介手数料：就職後６ヶ月以内に支払われた賃金の１１％
（免税事業者は１０．３％）

・**届出制手数料**…後述

●求職者から徴収できる手数料

①求職受付手数料：芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル、マネキンに限る。１件につき７１０円（免税事業者は６６０円）とし、１ヶ月に３件までを限度とする。

②求職者手数料：芸能家、モデル及び年収７００万円以上の経営管理者、科学技術者、熟練技能者に限る。就職後６ヶ月以内に支払われた賃金の１１％（免税事業者は１０．３％）

マニュアルP53-56

１．　職業紹介事業とは

２．　許可の手続きについて

申請から許可までの流れ

※審査が滞りなく進んだ場合

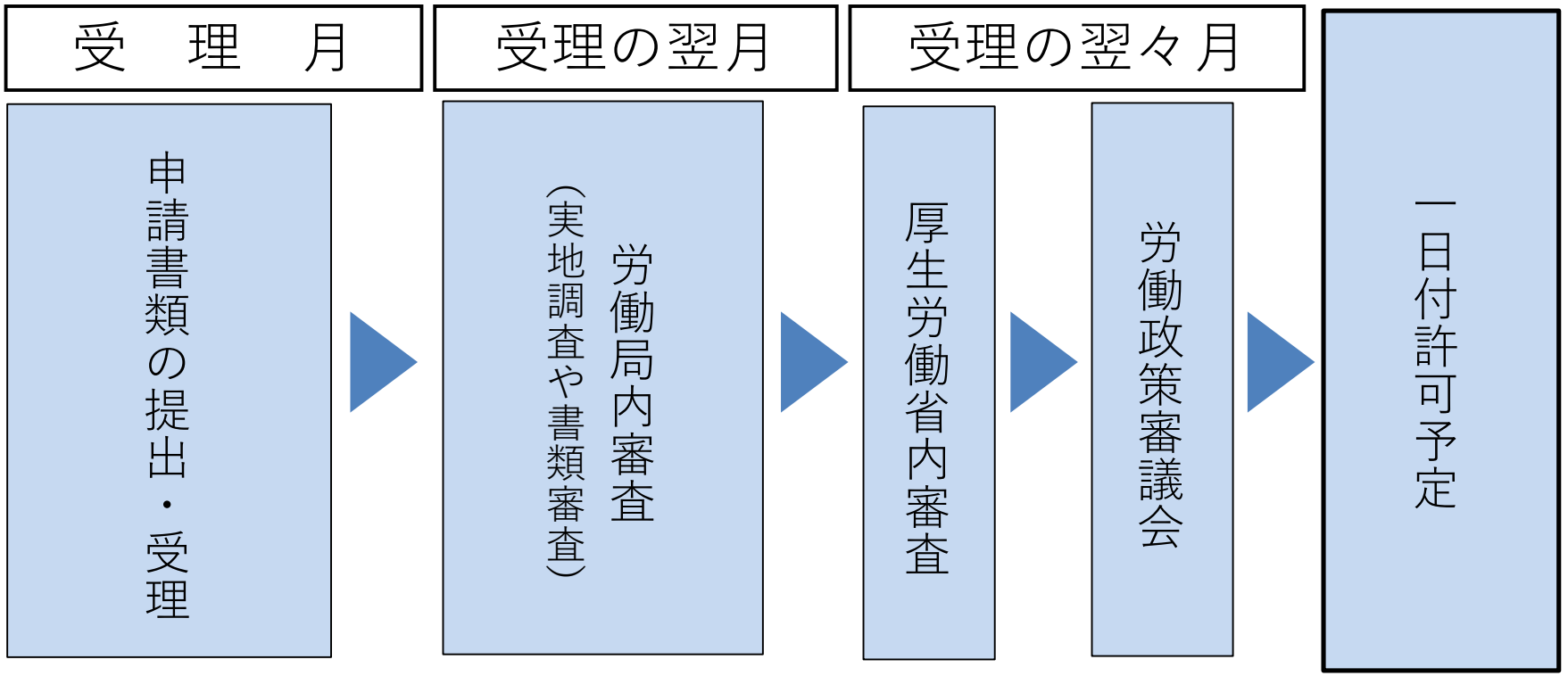

※　書類の不備等により、１度目の申請では受理できないケースがほとんどです。
　　余裕をもって相談、申請にお越しください。

月末は非常に混雑いたしますので、出来るだけ月初のご来局をお願いいたします。

申請書類の提出先について

申請者の所在地（法人の場合はその主たる事務所の所在地）を管轄する
都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。

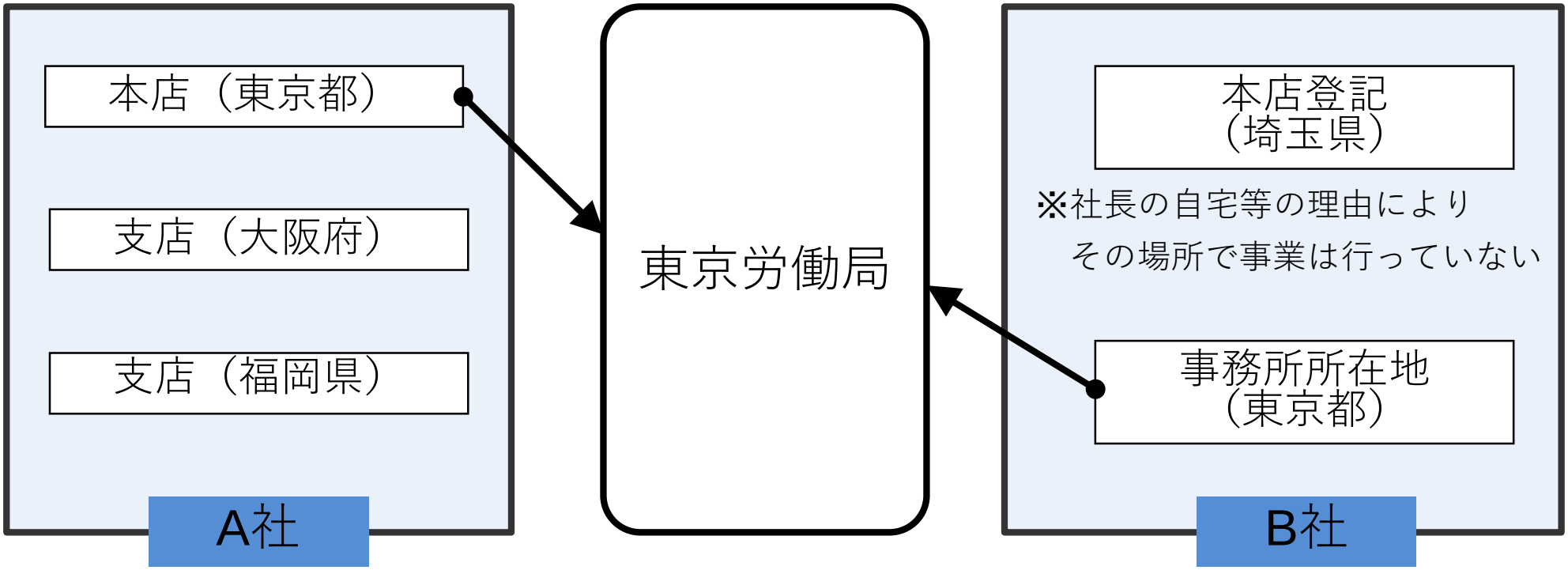

すべての事業所分をまとめて提出

マニュアルP10

申請に必要な手数料について

- 職業紹介事業を行う１事業所の申請に際し、

  ５万円分の収入印紙が必要です。

- 複数事業所を同時申請される場合は、

  ２事業所目以降は１事業所ごとに１万８千円の収入印紙が必要です。

- また、**登録免許税（９万円）**の納付が必要です。

  （申請者が税務署、銀行、郵便局等で納付）

※　無料職業紹介事業を申請する場合は収入印紙・登録免許税は必要ありません

マニュアルP10

申請に必要な書類

①　法人に関する書類

①定款または寄附行為

・すべてコピーで結構です

②登記簿謄本

・**履歴事項全部証明書**を提出してください。

ただし、法人番号（１３桁）又は会社法人番号（１２桁）がわかり、労働局にて登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は提出不要です。

・事業目的に建設業や港湾運送業等の記載がある場合
職業紹介禁止業務に紹介を行わない旨の誓約書を提出してください。

事業目的に職業紹介事業を行う旨の記載が必要です。

マニュアルP10

申請に必要な書類

②　代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類

①住民票

・本籍地記載のもの
・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
・申請日の３ヶ月以内に発行されたもの
・日本在住の外国人・・・国籍、在留資格、在留期間記載のもの

②履歴書（後述）

③職業紹介責任者講習の受講証明書（写）

※　代表者または役員と職業紹介責任者が同じ場合は兼用できます。
※　代表者・役員・職業紹介責任者で住所と居所が違う場合は居所の確認書類（公共料金の領収書等）を提出してください。
※　代表者・役員・職業紹介責任者が他法人で代表者及び役員を兼務している場合は、その法人の登記簿謄本（写）又は定款（写）又は会社案内を提出してください。
（職業紹介責任者については、職業紹介業務に専念できる旨、兼務先からの誓約書も必要です。）

マニュアルP10-11

代表者、役員、職業紹介責任者に関する要件

① 職業安定法第32条に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（職業紹介責任者に関しては１から８のいずれにも該当しないこと）

第32条　厚生労働大臣は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第30条第1項の許可をしてはならない。

1　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319条）第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。

2　健康保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、雇用保険法の規定により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。

3　心身の故障により有料の職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

マニュアルP17-18

代表者、役員、職業紹介責任者に関する要件

4　職業紹介事業の許可取消し等の処分を受け、当該取消し等の日から起算して5年を経過しない者。

5　職業紹介事業の許可を取り消された者等が法人である場合において、当該取消し等の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に法人の役員であった者で、当該取消し等の日から起算して5年を経過しないもの。

6　職業紹介事業の許可の取消し等の処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に職業紹介事業の廃止の届をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの。

7　6の職業紹介事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、聴聞の通知の日前60日以内に当 該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過していない者。

8　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

9　暴力団員等がその事業活動を支配する者。

10　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者。

11　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が1から10までのいずれかに該当するもの。

12　法人であって、その役員のうち1から11までのいずれかに該当する者であるもの。

代表者、役員、職業紹介責任者に関する要件

②下記の項目のいずれにも該当すること

1　貸金業の規制等に関する法律（昭和58年5月13日法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者にあっては同法第3条の登録、質屋営業法（昭和25年5月8日法律第158号）第1条に規定する質屋営業を営む者にあっては同法第２条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。

2　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営適正化法」という）第2条第１項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

3　外国人にあっては、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号（以下「入管法」という）別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者であること。

4　住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。

5　不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。

6　公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。

7　虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。

8　国外にわたる職業紹介を行う場合にあっては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者と的確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

マニュアルP17-18

職業紹介責任者に関する要件

③「職業紹介責任者講習」を受講した者であること。

※　申請日から遡って５年以内に受講している必要があります。

④成年に達した後、３年以上の職業経験を有する者であること。

※　大学、専門学校等の昼間学校に通い、そのかたわら行っていた
アルバイト等は含まれません。

○職業紹介責任者は法人に雇用されている労働者又は役員（監査役以外）で事業所に常駐しその業務に専従できる方を選任してください

○職業紹介責任者は事業所ごとに、事業所内で職業紹介に係る業務に従事する者５０人につき１人の選任が必要です

マニュアルP17-18

履歴書の記載例

履　歴　書　　令和7年2月1日　現在　（※1）

ふりがな　しょうかい　いちろう	
氏　名　紹介　一郎	
生年月日　昭和55年5月20日　満44歳	性別　男
ふりがな　とうきょうと　みなとく　かいがん 現住所　〒108－0022　東京都港区海岸〇－〇－〇　△△マンション505号	電話 03 〇〇〇〇
居所　（※2）	

年	月	学　歴　・　職　歴　等
平成15年	3月	□□□□大学　卒業
平成15年	4月	株式会社△△△△　入社
平成19年	8月	同社　退社
		求職活動（～平成19年12月まで）
平成20年	1月	▲▲▲▲株式会社　入社
平成23年	5月	株式会社〇〇〇〇　へ出向
平成27年	7月	▲▲▲▲株式会社　復職
平成30年	10月	同社　取締役　就任
令和元年	4月	同社　代表取締役　就任
令和3年	3月	同社　代表取締役　退任
令和3年	3月	同社　取締役　就任（非常勤）（現任）
		事業内容：Webサイト制作、ゲーム開発
令和4年	4月	株式会社●●●●　設立　代表取締役　就任（常勤）（現任）
		現在に至る
		賞罰なし

最終学歴から記載してください。

職歴に空白期間がある場合その間どのような活動をしていたかを記載してください。
例　求職活動
　　法人設立準備
　　主婦業専念　　等

役員の就退任、現任のもは常勤、非常勤の別と
事業内容を記載してください。

賞罰の有無について記載してください。

参考資料2

申請に必要な書類

③　資産及び資金に関する書類

①直近の事業年度における
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

※　個人で申請される場合は不要です。
（個人事業主として納税申告している場合は必要となります）

②確定申告書の 別表１ と 別表４

※　個人事業主として確定申告している場合は、所得税の確定申告書第一表

③法人税の 納税証明書（その２ 所得金額用）

・納税証明書は必ず税務署でお取りください。
※個人事業主として確定申告している場合は必要となります。

資産に関する要件

基準資産額　＝　資産総額　－　負債総額　－　繰延資産　－　営業権(のれん)

①基準資産額が　５００万円以上
（1事業所あたり）

②現金・預金の額が　１５０万円以上
（１事業所あたり）
（２事業所目以降はプラス６０万円）

直近の貸借対照表

資産の部	負債の部
現金 **預金**	
	純資産の部
繰延資産 **営業権(のれん)**	

マニュアルP15

資産に関する要件

法人設立後決算期を迎えていない場合

- 許可基準の①及び②について**法人設立時の貸借対照表**で判断します。
- 提出書類　**法人設立時の貸借対照表**

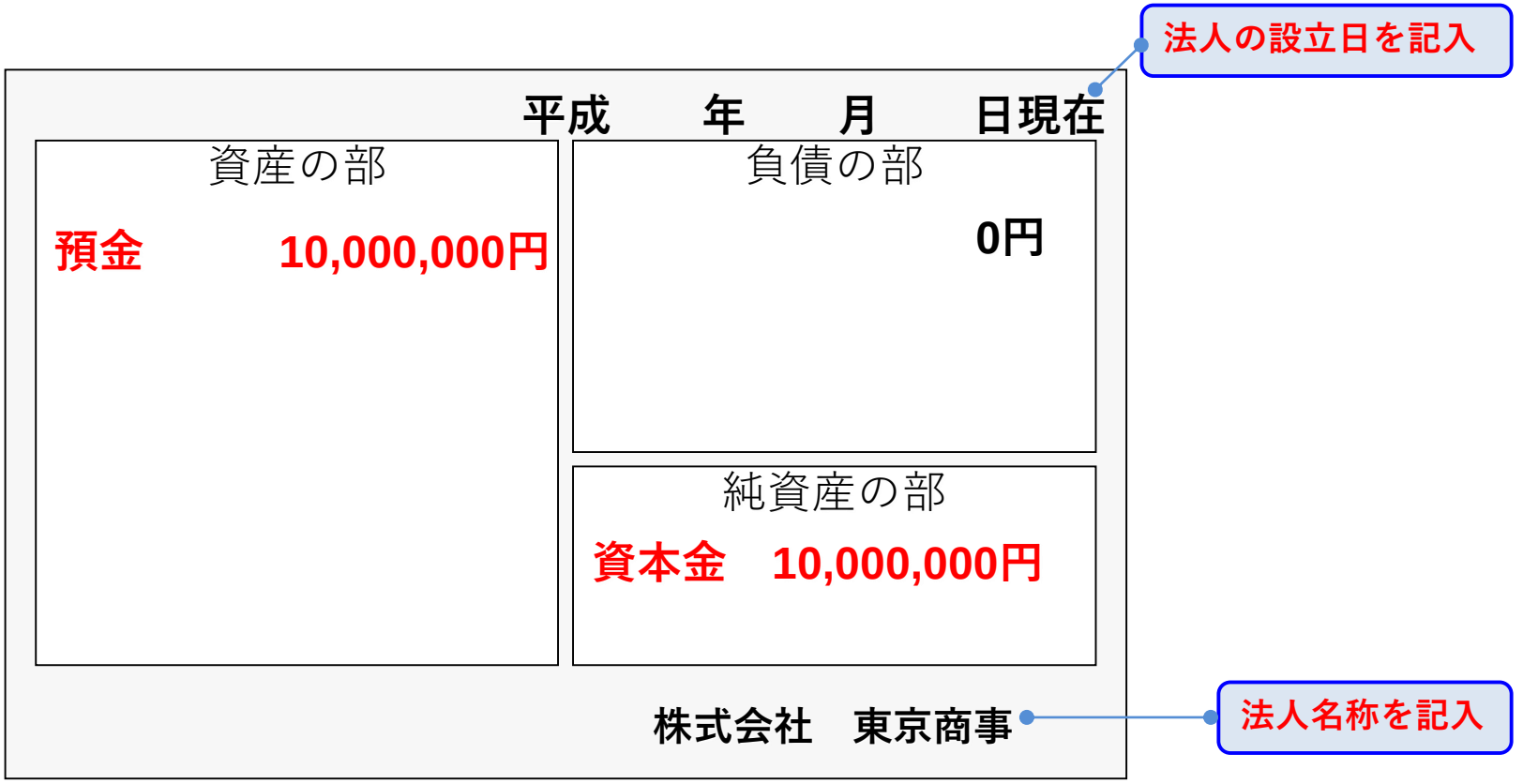

資産に関する要件

許可基準を満たさなかった場合の措置

資産に関する許可基準①、②を満たさなかった場合は、

中間決算または月次決算を行い利害関係のない公認会計士
もしくは監査法人に監査証明を発行してもらい提出してください
（税理士は不可）

追加書類

- 中間決算又は、月次決算の貸借対照表、損益計算書
- 監査証明（利害関係が無い旨を明記）

マニュアルP12

申請に必要な書類

⑥　事業所施設に関する書類

●事務所が法人所有物件の場合･･･建物不動産登記事項証明書

※ただし、所在・家屋番号または不動産番号をお伝えいただき、労働局の登記情報連携システムで登記情報が確認出来た場合は提出不要です。

●事務所が賃貸借物件の場合･･･賃貸借契約書

・転貸や同居の場合は、別途書類が必要

・複数の法人と同居や、住居兼用の場合は、契約内容やレイアウトに留意が必要

●事業所のレイアウト図

机、イス、パーティション等まで記入し、紹介責任者の席、面談スペース、
個人情報保管場所（キャビネット）、社名表示箇所を示す。

許可基準

・プライバシーを保護しつつ求人者または求職者に対応することが可能であること。
・使用目的が事務所であること。（業種等が限定されている場合は注意：要承諾書）
・事業所の独立性が保たれていること。
・個人情報を保持し得る構造であること。
・事業の運営に好ましくない場所にないこと。

マニュアルP11、18

申請に必要な書類

⑥　賃貸借物件でなおかつ転貸借契約の場合

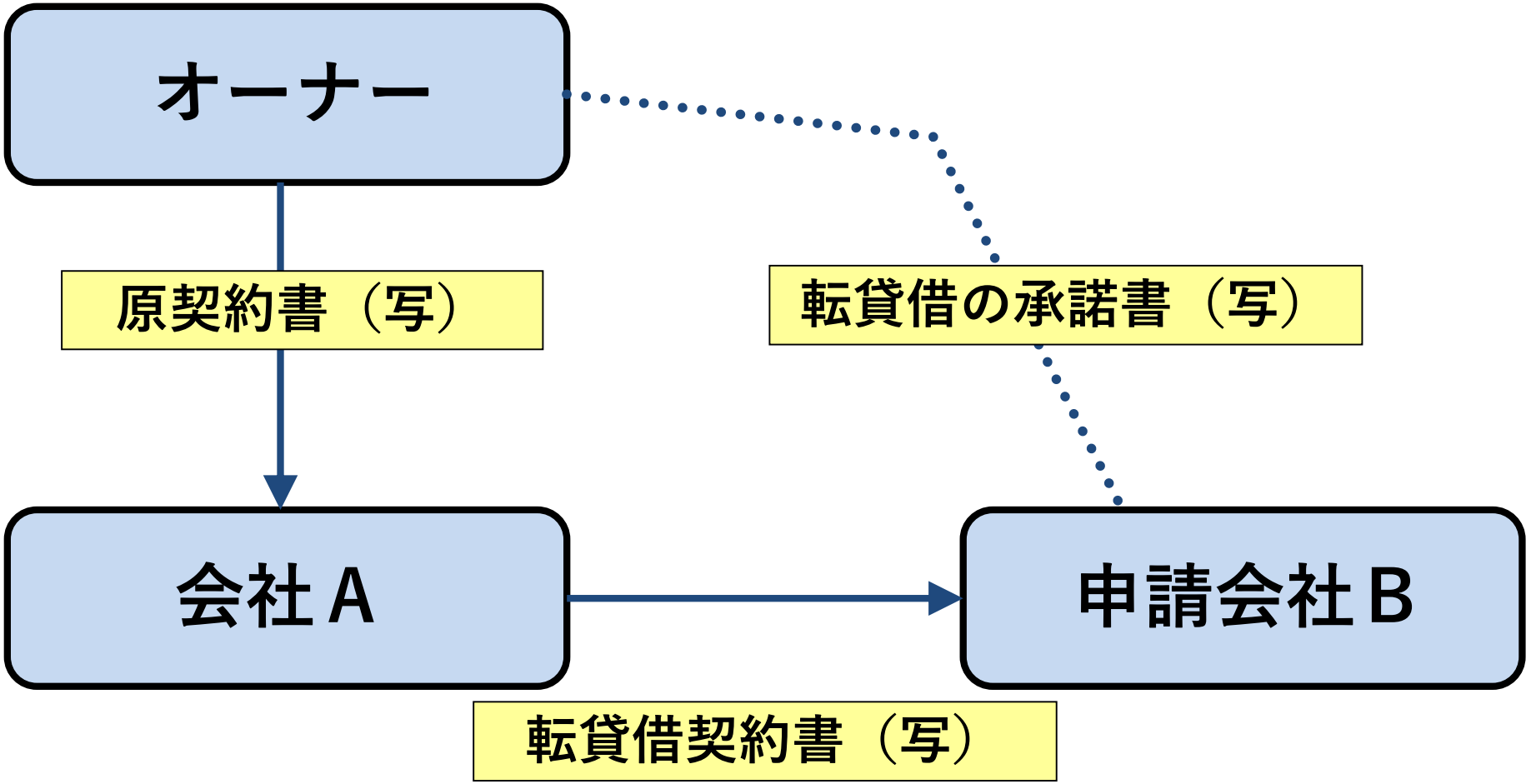

原契約書において、既に申請会社名を明記した形で転貸が認められている場合には転貸借の承諾書は必要ありません。

様式第１号（第１面）

様式第１号（第１面）　　（日本産業規格Ａ列４）

有　料　・　~~無　料~~
職業紹介事業許可申請書
~~職業紹介事業許可有効期間更新申請書~~

①　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

株式会社　東京商事（とうきょうしょうじ）
②申請者　氏　名（ふりがな）　代表取締役　田中　一郎（たなか　いちろう）

１．職業安定法第３０条第１項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
~~２．職業安定法第３３条第１項の規定により下記のとおり許可の申請をします。~~
~~３．職業安定法第３２条の６第２項の規定により下記のとおり更新申請をします。~~
~~４．職業安定法第３３条第４項において準用する同法第３２条の６第２項の規定により下記のとおり更新申請をします。~~

記

③許可番号	（　　）	
④氏名又は名称（ふりがな）	とうきょうしょうじ 株式会社　東京商事	
⑤所在地（ふりがな）	〒１０８－００２２　電話　０３（３４５２）１４７１ とうきょうとみなとくかいがん 東京都港区海岸三丁目９番４５号	
⑥代表者氏名等（ふりがな）	氏　名	住　所
	たなか　いちろう 田中　一郎	とうきょうとぶんきょうくこうらく 東京都文京区後楽１－９－２０
⑦役員氏名等（法人のみ）（ふりがな）	氏　名	住　所
	すすき　よしお 鈴木　良男	とうきょうとみなとくひがしろっぽんぎ 東京都港区東六本木３－２－１－２０１
	やました　あずさ 山下　梓	とうきょうとしぶやくじんなん 東京都渋谷区神南１－３－５
	きのした　せつこ 木下　節子	とうきょうととしまくひがしいけぶくろ 東京都豊島区東池袋３－１－１－２６０１

収入印紙
［消印してはならない］

日付は記入しないでください。

登記簿謄本に記載されている法人名を記入してください。

登記簿謄本に記載されている本店（住所）を記入してください。

登記簿謄本に記載されている役員を記入してください。（監査役まで）

印紙は貼らずにお持ちください。

様式第１号（第２面）

様式第１号（第２面）

⑧ 兼業の種類・内容	1. ソフト開発・販売　2. 書籍の出版　3. 労働者派遣事業 4.　5.　6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所 名称	⑨事業所 所在地
株式会社 東京商事 人材紹介センター	〒１０８－００ 東京都港区海岸３－９－４５０ 海岸ビル３階

⑩職業紹介責任者氏名等 氏名	⑩職業紹介責任者氏名等 住所	⑪担当者職・氏名・電話番号
金本　晶	東京都台東区東上野 ４－１－２	総務課長　藤山　稔 （０３）３４５２ － １４７１

⑨事業所 名称	⑨事業所 所在地

⑩職業紹介責任者氏名等 氏名	⑩職業紹介責任者氏名等 住所	⑪担当者職・氏名・電話番号
		（　　）　－

⑫取次機関

イ 名称（ふりがな）	
ロ 住所（ふりがな）	
ハ 事業内容	

申請者(法人にあっては役員を含む。)（申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第 32 条各号(第３号、第 10 号及び第 11 号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第 32 条第１号、第２号及び第４号から第９号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の６第２項第１号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

法人名のみでもかまいません。

住民票の住所と実際に住んでいる居所が違う場合は、両方記入してください。（２段書）

国内のみで職業紹介事業を行う場合は、記入の必要はありません。

現在事業として行われているもののみ記入ください。
※派遣の番号をもっている場合は、必ず「労働者派遣事業」と記入

郵便番号を記入してください。

賃貸契約書に記載されされている住所です。
建物名・階数・部屋番号まで記入してください。

事業所の電話番号、担当者を記入してください。

様式第２号（表面）

有料職業紹介事業計画書
~~無料職業紹介事業計画書~~
~~特別の法人無料職業紹介事業計画書~~

1　許可・届出番号

2　事業所名

株式会社 東京商事　人材紹介センター

第１号⑨事業所名称と同じ

3　職業紹介計画（年間）（国内）

①　区　　分	②　有効求職者見込数
全職種	２０　人

事業所として設定した職種を記入してください。

職種名の記載については、原則として
令和４年度版厚生労働省編職業分類の中分類により記載してください。

求職者の登録数を計画として記入してください。

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

③　区　　分	④相手国名	⑤有効求職者見込数（人）

国内のみで職業紹介事業を行う場合は記入の必要ありません。

4　職業紹介の業務に従事する者の数

５　人

事業所内で職業紹介事業に携わる人数を記入してください。

5　資産等の状況

		価　　格	摘　　要
資産	現金・預金		
	土地・建物		
	そ の 他		
	計		
負債	計		

個人事業主のみ記入してください。（法人記入不要）

様式第３号（表面）

様式第３号（表面）　　（日本産業規格Ａ列４）

届出制手数料届出書

~~届出制手数料変更届出書~~

①　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（ふりがな）　株式会社　東京商事
②届出者 氏　名　代表取締役　田中一郎

職業安定法第３２条の３第１項第２号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許　可　番　号	
④氏名又は名称（ふりがな）	かぶしきがいしゃ　とうきょうしょうじ 株式会社　東京商事
⑤所在地（ふりがな）	〒108－0022　電話　０３（３４５２）１４７１ とうきょうとみなとくかいがん 東京都港区海岸三丁目９番４５号
⑥適用開始・変更予定日	年　月　日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備　考	総務課長　藤山　稔 ０３（３４５２）１４７１

日付は記入しないでください。

登記簿謄本に記載されている法人名を記入してください。（第１号④と同じ）

登記簿謄本に記載されている本店（住所）を記入してください。（第１号⑤と同じ）

第１号⑪担当者職・氏名・電話番号と同じ内容を記入してください。

申請に必要な書類

⑦　手数料に関する書類（届出制手数料の届出をする場合）

削除

様式例第３号【一般登録型】

手　数　料　表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	円 手数料負担者は　求人者　とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の ％（または　　円） （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の ％（または　　円） 手数料負担者は　求人者　とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の ％（または　　円） 手数料負担者は　求人者　とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所の名称及び所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

マニュアルP118

申請に必要な書類

⑦　手数料に関する書類（届出制手数料の届出をする場合）

※１：求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。　なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※２：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（割合【%】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や１年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の○○%（または○○円）」と記載することもできます。このほか、１件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間で支払われた賃金の○○%（または○○円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご留意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※３：求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求人者に行い職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額（加算分）を収受する場合には、この欄にその加算分の金額の限度額（割合【%】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

上記※２と付帯して行う場合には、当該欄を必ずしも設ける必要はありません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※４：消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。

申請に必要な書類

⑦　手数料に関する書類（届出制手数料の届出をする場合）

削除

様式例第３号【サーチ／スカウト型】

手　数　料　表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	円 手数料負担者は　求人者　とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金　円（%） 活動１日あたり　円（%） （または、活動１時間あたり　円（%）） 成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の %（または　円） （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の %（または　円） 手数料負担者は　求人者　とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所の名称及び所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

マニュアルP120

申請に必要な書類

⑦　手数料に関する書類（届出制手数料の届出をする場合）

※１：求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。　なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※２：特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索

（１）「着手金」

「着手金」は、特定の条件に該当する求職者の開拓やそのための調査・探索を行うことに対して一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

（２）「活動一日あたり」

「活動一日あたり」は、いわゆる「タイムチャージ／その調査探索に従事した人材コンサルタントの時間（所要日）数で手数料を請求する体系」の際に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。なお、紛争等を避けるため「活動一日あたり」「活動一人あたり」「活動一時間あたり」と明確な内容の記載をお勧めします。

（３）「成功報酬」

「成功報酬」は、雇用期間の定めのない労働契約や１年を超える有期労働契約をあっせんする場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の○○%（または○○円）」と記載することもできます。

また、このほか、１件あたりの定額手数料を記載する方法や上記と併記する方法ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※３：消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。

申請に必要な書類

⑦　手数料に関する書類（届出制手数料の届出をする場合）

削除

様式例第３号【再就職支援型】

手　数　料　表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金　　円（％） 相談・助言終了時　　円（％） 成功報酬　　円（％） 手数料負担者は　関係雇用主　とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の ％（または　　円） （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の ％（または　　円） 手数料負担者は　求人者　とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地

マニュアルP122

申請に必要な書類

⑦　手数料に関する書類（届出制手数料の届出をする場合）

※１：就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言

（１）「着手金」

「着手金」は、再就職支援の対象となる者を雇用中若しくは直前まで雇用していた雇用主（関係雇用主）からの依頼を受け、サービス開始時に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

（２）「相談・助言終了時」

「相談・助言終了時」は、再就職支援の対象となる者に対して、再就職が容易にできるための専門的な相談・助言を行った際に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

（３）「成功報酬」

「成功報酬」は、再就職支援の対象となる者に再就職先を紹介して雇用契約が成立した場合に手数料を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「関係雇用主」となります。

※２：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や１年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の○○%（または○○円）」と記載することもできます。このほか、１件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間で支払われた賃金の○○%（または○○円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご留意ください。なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※３：消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。

様式第６号（第１面）

取扱職種や地域が「国内・全職種」で、
地域・職種・賃金を限定しない場合は提出不要です。

様式第６号（第１面）　　（日本産業規格Ａ列４）

~~有料・無料~~
~~職業紹介事業許可証再交付申請書~~
~~職業紹介事業変更届出書~~
~~職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書~~
~~有料・無料・特別の法人無料~~職業紹介事業取扱職種範囲等届出書
~~特別の法人無料職業紹介事業変更届出書~~

①　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（ふりがな）　かぶしきがいしゃ　とうきょうしょうじ
②申請・届出者　氏　名　株式会社　東京商事
代表取締役　田中　一郎

~~1．職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
~~2．職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
~~3．職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
~~4．職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
~~5．職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
~~6．職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
7．職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
~~8．職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号		
④氏名又は名称（ふりがな）		かぶしきがいしゃ　とうきょうしょうじ 株式会社　東京商事
⑤所在地（ふりがな）		〒 1 0 8 － 0 0 2 2　電話 ０３（３４５２）１４７１ とうきょうとみなとくかいがん 東京都港区海岸三丁目９番４５号
⑥事業所	名称（ふりがな）	かぶしきがいしゃ　とうきょうしょうじ　じんざいしょうかい 株式会社 東京商事　人材紹介センター
	所在地（ふりがな）	とうきょうとみなとくかいがん　かいがん 東京都港区海岸３－９－４５　海岸ビル３階

登記簿謄本に記載されている法人名を記入してください。
（第１号④と同じ）

第１号⑨事業所名称と同じ内容を記入してください。

登記簿謄本に記載されている本店（住所）を記入してください。
（第１号⑤と同じ）

賃貸契約書に記載されている住所です。
建物名・階数・部屋番号まで記入してください。
（第１号⑨事業所所在地と同じ）

マニュアルP30-32

様式第６号（第２面）

様式６号（第２面）

⑦変 更 事 項		
⑧変　更　前		
⑨変　更　後		
⑩取 扱 職 種 の 範　囲　等	（例１）東京都、神奈川県、千葉県　情報処理・通信技術者 （例２）国内　一般事務の職業、商品販売の職業 （例３）東京都、大阪府、愛知県　全職種 （例４）時給 1000 円以上の求人	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏　　名	住　　所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
⑭備　　考	総務課長　　藤山　稔 ０３（３４５２）１４７１	

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の３第２項において準用する同法第 32 条各号（第３号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第１号、第２号及び第４号から第９号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の６第２項第１号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

事業所として設定した地域・職種・賃金を記入してください。（職種は第２号３①区分と同じ）

職種名の記載については、原則として令和４年度版厚生労働省編職業分類の中分類により記載してください。

第１号⑪担当者職・氏名・電話番号と同じ内容を記入してください。

申請に必要な書類

⑤　業務の運営に関する書類

削除

様式例第１号

業務の運営に関する規程

事業所名　**株式会社　東京商事**
人材紹介センター

第１　求　　人

１　本所は、**国内全職種**に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込み内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

２　求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。

３　求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

４　求人受付の際には、**事務費用**を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

事業所として設定された地域・職種・賃金を記入してください

届出制手数料を選択した場合、事務費用に変更してください。

第２　求　　職

１　本所は、**国内全職種**に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込内容が法令に違反する場合には受理しません。

２　求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

３　常に、日雇い的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

４　（取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの場合）求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

徴収しない場合は必要ありません。削除してください。

マニュアルP114-116

第３　紹　　介

１　求職の方には、職業安定法第２条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

２　求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

３　紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめそれら書面の交付、ファクシミリの利用電子メール等により明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

４　求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

５　いったん、求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって、紹介の労をとります。

６　本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業場閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

７　就職が決定しましたら求人された方から別表の料金表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

及び関係雇用主

再就職支援に関する手数料を設定した場合記入してください。

第４　そ　の　他

１　本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合には、迅速、適切に対応いたします。

２　本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から６箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

３　本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報管理規程に基づき、適正に取り扱います。

４　本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

５　本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

６　本所の取扱職種の範囲等は、**国内全職種**　です。

事業所として設定した地域・職種・賃金を記入してください

７　本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりでありますが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、不審の点は係員に詳しくおたずねください。

年　　月　　日　　代表者　**代表取締役　田中　一郎**

申請に必要な書類

④　個人情報の適正管理に関する書類

様式例第４号

削除

(事例案)削除

個人情報適正管理規程（事例案）

１．　個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、○○課及び△△課の職員とする。
個人情報取扱責任者は職業紹介責任者　◇◇◇◇　とする。

職業紹介に携わる部署名もしくは氏名を列挙してください。

２．　職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う１に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年１回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも５年に１回は職業
紹介責任者講習会を受講するものとする。

職業紹介責任者の氏名を入れてください。

３．　取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報
その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
　また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者への周知に努めることとする。

４．　求職者等の個人情報に関して、該当情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
　なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者　◇◇◇◇　とする。

職業紹介責任者の氏名を入れてください

株式会社　◆◆◆

マニュアルP124

申請に必要な書類

その他にご用意いただく書類

① 代表者、役員、職業紹介責任者が他の法人で代表者・役員を兼ねている場合、その法人の定款又は登記簿謄本等のコピー
※事業内容が確認できれば会社案内やホームページを印刷したもの等でも構いません。

② 事業所のレイアウト図

③ 公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告

状況により、別途書類を追加でお願いする場合があります。

ご注意ください
許可日以前は職業紹介事業を行うことは出来ません

東京労働局では以下の事案がないか確認いたします

- 許可日以前に事業活動の実績がないこと
- 許可を前提とした事前の周知・広報を行っていないこと
  （ホームページへの掲載、他媒体を活用した周知）

☑ 許可日以前に事業活動を行った場合は、違法行為となり、罰則対象となります。
☑ 事前の周知・広報など疑わしい事案があった場合、内容の修正・削除など
必要な指導を行います。
応じられない場合は審査期間の延長や許可が下りないことがあります。

職業紹介事業は許可日から事業が行えます

● お問い合わせ

職業紹介事業の申請・届出に関しては
０３－３４５２－１４７２
（平日８：３０～１７：００）

職業紹介事業の運用に関しては
０３－３４５２－１４７４
（平日８：３０～１７：００）

● 各種様式のダウンロードは東京労働局のＨＰから可能です。
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/

● ご来局にあたって

新規許可に関わる相談・申請は、書類の確認に時間がかかるため
１６時までのご来局にご協力をお願いいたします。
また、月末前の３日間は大変混み合います。
相談・申請は余裕を持ってのご来局をお願いいたします。